

令和3年度京田辺市、同志社大学・同志社女子大学連携研究事業 研究者募集要項

1 趣旨

京田辺市では、2005年(平成17年)に同志社大学、同志社女子大学(以下「連携大学」という。)と連携協力に関する協定を締結し、連携大学が有する豊富な知識、技術、人材を活用したまちづくりを進めています。

その一つとして、京田辺市が解決すべきと判断する行政課題や地域課題の解決又は地域資源の掘り起こしに資するため、連携大学の研究者等に対して委託研究を行う「京田辺市、同志社大学・同志社女子大学連携研究事業」を実施し、市民福祉の増進に寄与します。

2 応募資格・対象者

連携大学に所属する教授、准教授、助教(任期付きの者を含む。)等の教員及びこれら教員を中心に大学院生等で構成されたグループになります。

※共同研究も対象可

3 実施主体

京田辺市

4 委託対象となる研究

連携大学研究者が行う研究のうち、以下の条件を全て満たすものとします。

- ・京田辺市内を研究フィールドとすること。
- ・行政、地域課題の解決や地域資源の掘り起こし等、京田辺市の地域振興に繋がる研究であること。

テーマ:「ポストコロナ社会を見据えた市民生活の向上について」

解説: 現在でも感染拡大し続ける「新型コロナウイルス」は、人類の生活、経済、医療、政治など様々な面で深刻な影響を及ぼし、一向に終息の兆しが見えない状況であり、今後、医療体制が脆弱な地域に広がりを見せている。この危機により社会のあり方が大きく変容する事が考えられ、「ポストコロナ」時代にどのような市民生活を営んでいくかが問われている。

それにあたり、京田辺市民の生活向上に資する研究を募集する。

※上記要件を満たしていれば、分野は問いません。

5 研究期間

委託契約締結日から令和4年3月31日まで

※複数年にかけて研究を希望する場合は、次年度において再度申請が必要です。ただし、次年度の委託研究を保証するものではありません。

6 研究委託料の上限

1 研究あたりの委託金額の上限は、100万円とします。

- ✓ 申請額を上限額に近づけることは不要です。真に必要な金額を申請してください。
- ✓ 審査の結果、申請額から減額の上、決定する場合があります。
- ✓ 研究への管理経費（連携大学の受託研究要綱等に規定する間接経費）についても含めてください。

7 対象となる経費

経費は、研究の実施に必要な経費のみとします。（以下参考）

- ✓ 研究と関連性が低いと考えられる旅費、消耗品、備品等の経費は対象としないことがあります。

対象となる経費

	対象となる経費の項目	活用例
1	報償費	講習会の講師謝礼、その他謝礼など
2	旅費	先進地の視察時の旅費など（国内に限る）
3	需用費（食糧費を除く）	消耗品の購入、燃料費など
4	備品購入費 ※委託料総額の2分の1を超えず、かつ最低限度の範囲であると認めたものに限る。	事業実施の際に必要な備品の購入費 （見積書、仕様書等の根拠資料を提出すること）
5	役務費	実験時の保険料、アンケートの郵送料など
6	外部委託料	研究に附随する作業の一部を委託する場合など
7	使用料及び賃借料	施設の使用料、物品等の賃借及び使用等
8	原材料費	材料費全般
9	管理経費	研究への管理経費（連携大学の受託研究要綱に規定する間接経費）
10	その他市長が必要と認める経費	—

8 応募方法

次の提出書類を作成し、応募期限までに提出してください。

提出書類

	提出書類	書類の指定
1	京田辺市、同志社大学・同志社女子大学連携研究事業申請書	指定の様式を使用すること
2	その他研究内容が分かる書類	上記以外で研究内容を伝える場合は提出すること（任意様式）

応募期限

令和3年3月1日（月）まで【郵送の場合は当日必着】

応募先

次の応募先に直接持参または郵送のいずれかの方法で期限内に提出してください。

〒610-0393 京田辺市役所 市民部市民参画課

※住所の記載は不要です。

9 審査

- ・委託を行う研究の選定は、「(仮称)京田辺市、同志社大学・同志社女子大学連携研究事業審査委員会」で審査の上、市で決定を行います。
- ・審査委員会は、令和3年3月中旬頃に実施します。
- ・審査委員会では、研究内容説明のため1研究者につき20分程度のプレゼンテーション（スライド使用）を行っていただく予定です。
 - ✓ 応募状況等によっては書類審査のみの可能性もあります。
 - ✓ 審査委員会の日時は別途ご案内いたします。
 - ✓ 申請者本人が出席できない場合は、代理人の説明可。
- ・審査結果は令和3年3月中を目処に文書で連絡します。
それ以前の審査結果の確認についてはお答えをすることができません。

10 変更申請

委託契約締結後、委託研究内容に変更を要する場合は、所定の様式により、事前に変更申請を行う必要があります。

ただし、以下の軽微な変更の場合を除きます。

- ①当初の研究目的を逸脱せず、想定される研究成果が変わらないもの。
- ②経費区分の配分額を変更するもので、その変更額の総額が委託料額の5割以内のもの（ただし、報償費、旅費、備品購入費及びその他市長が必要と認める経費額の配分変更は「軽微な変更」には該当せず、変更申請が必要となります。）

11 実績報告

- ・委託を受けた研究者は、研究終了後、速やかに実績報告書を提出してください。
- ・備品を購入した場合は領収書（契約研究者の氏名の明記されたもの）を添付してください。

12 研究成果の公表

- ・翌年度において、市民向けに研究成果を市の広報やホームページ等で紹介します。

13 問い合わせ先

京田辺市役所 市民部市民参画課

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

電話：0774-64-1314（直通） E-Mail：sankaku@city.kyotanabe.lg.jp